

片品村災害廃棄物処理計画

令和5年3月

片品村

・・・・・目次・・・・・

第1章 緊急時の対応

第1節 初動時の最優先事項について	1~ 7
-------------------	------

第2章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的	8
第2節 計画の位置づけ	9
第3節 計画の対象	9~13
第4節 災害廃棄物処理に対するそれぞれの役割分担	14・15
第5節 災害廃棄物処理の基本方針	15~17
第6節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ	18

第3章 組織体制・情報共有

第1節 組織体制の確立	19・20
第2節 情報収集・連絡	20
第3節 関係主体との協力・連携	20・21
第4節 各種協定	21・22
第5節 受援体制の構築	23
第6節 仮置き場の管理	23~27

第4章 処理・処分

第1節 災害廃棄物の処理	28・29
第2節 適正処理が困難な廃棄物等への対応	30~32
第3節 損壊家屋等の撤去	33・34
第4節 処理業務の進捗管理	35

第5章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

第1節 計画の実効性を担保するために	36
--------------------	----

第6章 災害廃棄物関係補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金	37~39
----------------	-------

第1章 緊急時の対応

第1節 初動時の最優先事項について

本計画は、発災時の災害廃棄物処理体制を構築するものであり、必要な基本的事項を記載している。しかしながら、片品村にとって、計画を有効に活用する視点から、発災時の緊急対応事項（初動対応）を先に掲載し、円滑な災害廃棄物処理に当たるものである。

1 緊急時の災害廃棄物対応（初動対応）

優先事項として、以下の点に留意して対応を進める。

このうち、発災初動時の最優先事項は（1）～（4）であり、速やかに実施対応を検討する。

（1）被災状況の報告

- ・被災直後の報告について

発災直後でわかり得る情報を県に伝える。

発災直後に自治体内の被害状況を把握するのは、かなり難しい。まずは、わかりえる内容の情報から判断しての報告で良い。（災害廃棄物発生量などは把握できない状況）

具体例：災害廃棄物の発生がありそうで、仮置き場を作る状況にある。

- ・報告先について

速やかに、県庁に第1報を入れる。（強い揺れで住宅等に被害が出た模様、廃棄物の発生がありそうで、仮置き場を作る予定など）

→群馬県庁 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 027-226-2853

hairi-ippai@pref.gunma.lg.jp

（2）組織体制の構築・・平時から、緊急時への組織体制の移行を取り決め、発災時には速やかに移行する。

（3）仮置き場の運営管理・・あらかじめ選定された仮置き場の開設に関する取り決めと、運営管理についての詳細を決定する。

（4）村民への広報等・・災害廃棄物のゴミ出しの方法（仮置き場の開設時期と注意事項）、被災時の生活ゴミの対応、し尿のくみ取りに関する情報。

（5）ボランティアとの調整・・社会福祉協議会との調整

（6）協定の活用・・県と環資協との協定の活用：仮置き場の運営、災害廃棄物の運搬処分

（7）支援の活用・・収集や処分支援（全国都市清掃会議、D.waste—Net）

2 実施事業内容

（1）被災状況の報告

- ・被災直後の報告について

発災直後でわかり得る情報を県に伝える。

発災直後に自治体内の被害状況を把握するのは、かなり難しい。まずは、わかりえる内容の情報から判断しての報告で良い。（災害廃棄物発生量などは把握できない状況）

具体例：災害廃棄物の発生がありそうで、仮置き場を作る状況にある。

・報告先について

速やかに、県庁に第1報を入れる。(強い揺れで住宅等に被害が出た模様、廃棄物の発生がありそうで、仮置き場を作る予定など)

→群馬県庁 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 027-226-2853

hairi-ippai@pref.gunma.lg.jp

(2) 組織体制の構築（平時から緊急時）各役割については、第2章第4節参照

班	担当	業務内容	各業務の担当課	担当者
総務	総合調整 広報	職員の配置の決定	農林建設課	
		指揮命令、総括及び調整会議の運営		
		全般に関する進行管理と情報収集		
		関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供		
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計		
		不法投棄、不適正排出対策		
		村民や災害ボランティア等からの問合せ、苦情対応・広報		
	受入	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録	農林建設課	
	配置	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング		
	財務	予算管理（要求、執行）	農林建設課	
		業務の発注状況の管理 契約等		
		国庫補助のための災害報告書の作成		
管理	仮置場	一次仮置場の設置・管理・運営	農林建設課	
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供		
		処理困難物の処理		
		最終処分に関する調整		
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）		
		仮置場における環境モニタリング		
	施設	処理施設の被害情報の把握	利根東部衛生施設組合 農林建設課	
		処理施設の復旧		
		被災施設の代替処理施設の確保		
		必要資機材の確保・管理		
処理	収集・処理・	避難所ごみの収集運搬、処理	農林建設課	
		し尿の収集運搬、処理		
		災害廃棄物の収集・運搬、処理	利根東部衛生施設組合	
	家屋解体等	家屋撤去対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、撤去現場立会い）		

(3)仮置き場の運営管理

仮置き場の選択については、公共用地の確保など、事前調整によって決定しておく。

(仮置き場候補地は片品村民運動場とする)

発災直後、特に水害については、被災家庭の片付けは、すぐに始まり、これに伴って廃棄物の排出が発生する。

自治体としては、速やかに仮置き場を始動させるため、重機（ショベルローダーやバックフォー）の調達や人員の確保など適正な配置をしなければならない。このことから、群馬県と群馬県環境資源創生協会との協定を活用して、仮置き場内の重機や荷下ろし補助について、仮置き場の開設までに配置してもらうよう群馬県に依頼していただく。

→群馬県庁 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 027-226-2853

hairi-ippai@pref.gunma.lg.jp

※受付などについては、被災者とのトラブルが多いので、片品村職員の配置が必要。

(4)村民への広報等

仮置き場の開設に関する事務と並行して以下の広報についても進めなければならない。

村民への広報・・仮置き場の開設（場所、開設日、日時、持ち込めるゴミの種類等）

モデル案添付1

(5)ボランティアとの調整（社会福祉協議会）

ボランティア・・社協に対して連絡し、ボランティアの派遣時に配布

モデル案添付2

(6)協定の活用

・群馬県と群馬県環境資源創生協会との災害支援協定で下記①について依頼可能

① 廃棄物の処理・運搬・処分

仮置き場内の災害ゴミについては、廃棄物処理法の特例規定（廃棄物処理法第15条の2の5）により、産廃業者に処理を依頼する方法を活用。

(7)国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・関東地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されている。必要に応じてD.Waste-Netへ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

支援の相談については、環境省関東地方環境事務所資源循環課

電話 048-600-0814

＜予算措置＞

災害の発生によって、緊急での委託事業等が発生するため、通常の予算では、まかないきれなくなるケースが多い。補正予算の要求を行って、資金の調達を行う。

なお、事業経費については、国の補助金、及び特別交付税等によって対応できるため、補助金等の活用を積極的行う。

総事業費		
国庫補助対象事業費 = 100		対象外 $= \alpha$
国庫補助率 $1/2 = 50$	補助うち8割(特別交付税) $= 50 \times 0.8 = 40$	市町村負担 $= 10 + \alpha$

モデル案1

放送施設使用申請書

申請者職氏名	課名	農林建設課	職名		氏名	
放送月日及び 放送時間	月日	月日			日間回	
	朝・夜	朝・夜			回	
放送時間	定時放送		臨時放送(時 分)			
放送種別	直接放送		自動プログラム放送			
放送対象 (通常放送は戸別受信機を選択) (戸別受信機と屋外子局を併用する場合は戸別・屋外を選択)	戸別受信機	一括放送			区内放送	
	屋外子局	一括放送			区内放送	
	戸別・屋外	一括放送			区内放送	
放送事項						

農林建設課から今回の災害で発生したゴミの処分についてお知らせ致します。

今回の災害で発生したごみは、尾瀬クリーンセンター横にあります「片品村民運動場」に仮置き場を設置いたしましたので、直接持ち込みをお願いします。

また、仮置き場では、係員の指示に従い決められた場所に分別をしておいてください。

ご協力をよろしくお願いします。

なお、仮置き場の開設時間は当分の間、午前 時 分から午後 時 分までとなっております。

(くりかえし)

承認・決裁		総務課長	課長	課長補佐	係長
承認附帯事項					

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 災害により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。**指定する日に収集します。**
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：片品村民運動場 ※裏面をご覧ください

開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

もやすごみ (プラスチック・衣類) 	ガラス・ 陶磁器 瓦・ブロックくず 	金属類 小型の電気製品
たたみ・ソファ・ふとん 	木製家具 	家電4品目

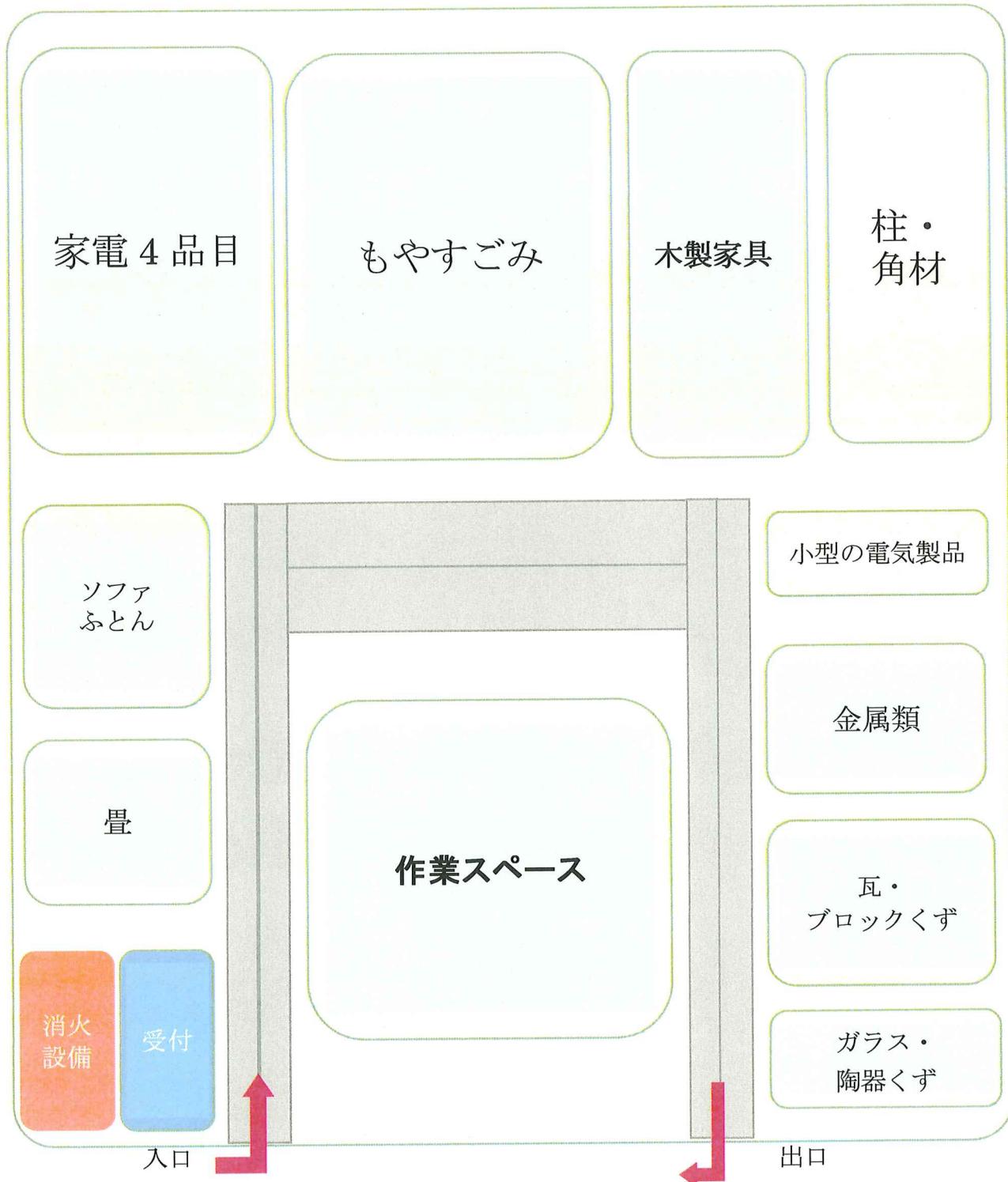
※高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合は、

ボランティアセンター（電話 58-0000）へ相談してください。

【問合先】片品村 農林建設課 環境衛生係 電話 58-2113

【片品村民運動場仮置場の分別配置図（案）】

場内は一方通行とする



※この図は仮置き場でのごみの分別を例示したものです、必要に応じて置き場を追加する。

また、仮置き場予定地（片品村民運動場）への進入・退出路については別途検討する。

第2章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的

本村は、群馬県北東部に位置し、標高 680m から 2,578m にあって周囲を日光白根山をはじめとする 2,000m 内外の山々に囲まれ、片品川が村の中心部を流れ、集落は本流及び各支流域に点在しており、農業や林業が盛んな地域である。

近年では、2019年の東日本台風において県内的一部の地域で被害が生じていることもある他、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本村においても広い地域が強い揺れに襲われたり、崖崩れや土石流の発生が予測されている。

このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれが大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害を防止する必要もある。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければならない。

群馬県においても、大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として「群馬県災害廃棄物処理計画」を平成29年3月に策定し、災害廃棄物対策に係る取組を推進している。

以上のことから本村では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「片品村災害廃棄物処理計画」(以下「本計画」という。)を策定した。

今後は、本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有等を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図る。

片品村位置図



出典：小学館 日本大百科全書

第2節 計画の位置付け

本計画は「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月、環境省)に基づき、「群馬県災害廃棄物処理計画」、「片品村地域防災計画」、「片品村一般廃棄物処理計画」等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。

第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とする。地震災害については地震動により直接に生ずる被害、火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とする。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は以下に示すとおりである。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

また、火山噴火が発生すると大量の火山灰の発生が懸念されるが、火山灰は廃棄物処理法における廃棄物に該当しない。災害時においては、宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、火山灰と災害廃棄物が混合状態となり、分離が難しくなるなど、一般の村民では対応が困難な場合においては、国や県と協議して指示を得ながら庁内他部局と連携して処理を行うものとする。

本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類	概要	本計画の 対象
一般 廃棄物	し尿 被災施設の仮設トイレからのし尿	○
	通常家庭のし尿	
	生活ごみ 被災した住民の排出する生活ごみ	○
	通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ 避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害廃棄物 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
	損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
	損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
	その他、災害に起因する廃棄物	○
	事業系 一般廃棄物 被災した事業場からの廃棄物	○
産業廃棄物	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。） 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

名称	特徴等	写真
し尿	発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生する。	
生活ごみ	住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する。	
避難所ごみ	開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれる。	

(1) 災害廃棄物の種類

名称	特徴等	写真
可燃物 / 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。	
木くず	柱・梁・壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。火災防止措置を検討する必要がある。	
畳・布団	被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破碎機で処理するのに時間を要する。腐敗が進行すると悪臭を発する。	
不燃物 / 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在し、概ね不燃系の廃棄物。	
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要。	
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等が含まれる。	

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」(2016年3月、環境省)

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」(環境省)

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」(平成30年3月、環境省)

名称	特徴等	写真
廃家電等 (家電4品目や小型家電等)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)や小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなつたもの。	
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など。	
有害廃棄物 /危険物	石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。	
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。	
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボード、塩ビ管、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など。	

種類	廃棄物の性状	写真	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ○ 洪水によりなぎ倒された根っこが着いたままの樹木等が発生する。 	土砂に埋もれた家屋 	流出した樹木 
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。 ○ 倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。 	混合廃棄物 	倒木樹木 
大雪	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒壊した農業用ハウス・果樹用ハウス等が排出される。 ○ その他、積雪によって倒壊した建物からの廃棄物の発生が想定される。（水分を多く含む可能性がある。） 	農業用ハウス 	
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼け焦げた廃棄物が排出される。 ○ 泥状にまみれた水分の多い廃棄物が排出される。 	泥状にまみれた水分の多い廃棄物 	

種類	廃棄物の性状	写真	
火山	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山・有毒ガスにより腐食した自動車や家電等が排出される。 ○ 灰にまみれた廃棄物等が排出される。 ○ 岩石等による破損したものが排出される。 	腐食した自動車 	排出された家電 

第4節 災害廃棄物処理に対するそれぞれの役割分担

1 各主体のそれぞれの役割

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、片品村が主体となって処理を行う。片品村社会福祉協議会及び利根東部衛生施設組合とは、平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、訓練等を通じて体制整備を図る。

本村が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行う。

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先する。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、支障がある場合はそれを除去し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開する。

(1)一部事務組合

利根東部衛生施設組合は、尾瀬クリーンセンターの焼却施設、粗大ゴミ処理施設で災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理を実施すると共に、災害廃棄物の分別、収集・運搬、中間処理に係る指揮または助言を行い、本村を含む構成市村と連携して災害廃棄物を処理する。

し尿に関しては、片品村が北部浄化センターにおいて適正かつ円滑・迅速に処理を実施する。

(2)群馬県

群馬県は、処理主体である本村が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて本村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、本村が群馬県へ事務の委託を行った場合には、本村に代わって、群馬県が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがある。

(3)事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努める。

群馬県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、群馬県の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努める。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努める。

(4)村民・災害ボランティア

本村が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、村民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める。また災害ボランティアは、本村と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う。

2 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指す。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理する。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場の空きスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理する。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指す。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定する。

(1) 処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物処理の基本方針を踏まえ、具体的な取組を進めていく。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定める。

第5節 災害廃棄物処理の基本方針

1 適切かつ迅速な処理	村民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。本村は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県と協力して周辺や広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 環境に配慮した処理	災害時においても周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
6 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
7 関係機関・関係団体や村民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。また、村民や事業者、災害ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

(1) 組織体制・処理体制の確立

農林建設課が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立する。庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部や関係部局と連携する。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握する。

また廃棄物処理施設の被災状況を確認し、廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼する。

(3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行う。また使用済みの携帯トイレ・簡易トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合にはその設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行う。

(4) 片付けごみへの対応

村民が自宅を後片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出する。片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場まで運搬する。

(5) 建物撤去・解体等

災害対策本部や建設事業者等と連携し、災害によって損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行う。撤去等は、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進める。

(6) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市町村や県、民間事業者等へ支援を要請する。片品村は支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築する。

(7) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を分別して仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう選別や破碎等を行う。

(8) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等、必要な環境対策を行う。

(9) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品が出てきた場合には警察に届け出る。思い出の品は適切に保管し、持ち主に返却する。

(10) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、村民や事業者へ広報を行う。また支援を受け入れたり、処理を依頼するために、支援者や処理先との交渉を行う。

(11) 予算措置・契約事務

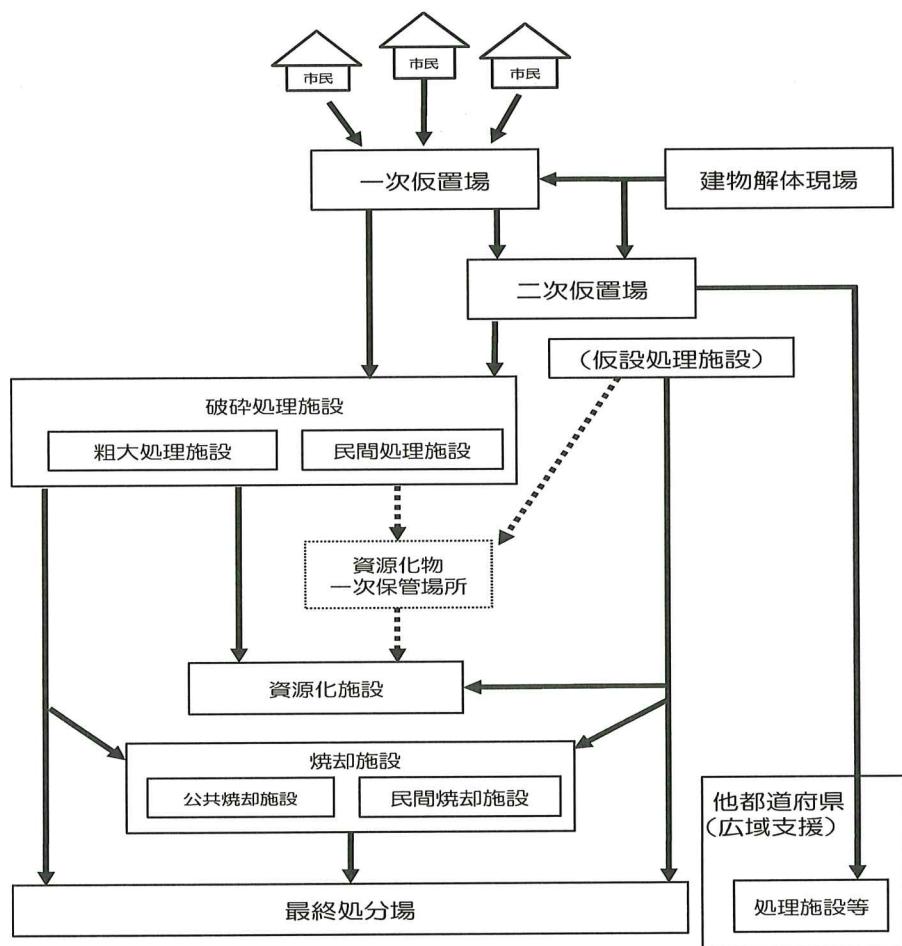
災害廃棄物処理のための事業費を確保する。また処理事業者との契約事務を行う。

第6節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

1 災害廃棄物の処理の流れ

村民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみや損壊家屋の解体に伴い発生した解体がれきは、処理先への搬出までの間、一次仮置場で分別した上で一時的に保管する。必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理する。一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行う。再資源化できない廃棄物は最終処分する。

図表1-1-4 災害廃棄物処理の流れ



一次仮置き場：村民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため片品村が設置する仮置場。

二次仮置き場：一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

第3章 組織体制・情報共有

第1節 組織体制の確立

災害時は、本計画及び地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立する。地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係各部、一部事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応する。

災害廃棄物処理に係る各班・担当の業務内容

班	担当	業務内容	各業務の担当課	担当者
総務	総合調整	職員の参集状況の確認と配置の決定	災害発生時農林建設課を主体とし農林建設課長が編制を行う	
		指揮命令、総括及び調整会議の運営		
		災害対策本部、各班・担当との連絡調整		
		災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計 ・必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握		
		全般に関する進行管理		
		その他業務		
	財務	予算管理（要求、執行）		
		業務の発注状況の管理		
		国庫補助のための災害報告書の作成		
	渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供		
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供		
資源管理	仮置場	村民や災害ボランティア等への広報		
		村民や災害ボランティア等からの問合せ、苦情対応		
	施設	一次仮置場の確保・設置		
		一次仮置場の管理・運営		
		処理施設の被害情報の把握		
		処理施設の復旧		
処理	処理・処分	被災施設の代替処理施設の確保		
		必要資機材の確保・管理		
		避難所ごみの収集運搬、処理		
		し尿の収集運搬、処理		
		道路啓闢に伴う廃棄物対応		
		公共施設の解体対応		
		家屋撤去対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、撤去現場立会い）		
		災害廃棄物の収集・運搬、処理		
		最終処分に関する調整		
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理		

班	担当	業務内容	各業務の担当課	担当者
環境・指導		処理困難物の処理		
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）		
		民間事業者の指導		
		不法投棄、不適正排出対策		
		仮置場における環境モニタリング		
受援	受入	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録		
	配置	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング		

※各業務に必要な人数は、時間の経過とともに変わるために、人員の配置や体制は隨時見直しを行う必要がある。

第2節 情報収集・連絡

(1) 災害時

- 平時において確保した連絡手段を用いて災害廃棄物処理に必要な情報を入手する。

(2) 平時

- 連絡窓口一覧表を作成、隨時更新し、県及び他市町村と共有する。
- 電話、防災無線等複数の連絡手段を準備する。また、非常用電源等を確保しておく。
- 情報機器及び周辺機器は、水害等の被害に遭わない場所に設置する。
- 収集運搬業者、プラントメーカー等の関係者との災害時の連絡方法を確認する。

第3節 関係主体との協力・連携

県や県内市町村・一部事務組合、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理する。その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たる。

主な関係主体と支援内容

関係主体	支援内容（例）
被災自体	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施、処理施設での受入 ・仮置場の受付、災害廃棄物処理の事務作業支援 ・村民窓口対応
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村間連携のための調整 ・収集運搬・処理に関する支援要請 ・災害廃棄物処理に関する技術的助言 ・仮置場としての県有地の提供 等
一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ、避難所ごみ、災害廃棄物の施設での受入 等

民間事業者団体 (協定締結事業者 を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施 仮置場の管理・運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供 災害廃棄物の処理（広域処理を含む）
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別に関する災害ボランティアへの周知
国・専門機関	<ul style="list-style-type: none"> 広域処理に関する調整 災害廃棄物処理に関する技術的助言 補助金・査定対応等の事務対応に関する指導・助言

(1) 県内連携

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、本村が単独で対応しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県内市町村や県へ支援を要請し、連携して対応する。一部事務組合は、ごみ処理に係る技術力や経験を活かし、災害廃棄物の処理を行う。

(2) 事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、尾瀬クリーンセンターの一般廃棄物処理施設で処理しきれないこと、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足することが想定される。また、災害廃棄物は、産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行う。そのため県を通じて、(公益社団法人)群馬県環境資源創生協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施する。

(3) 社会福祉協議会との連携

被災家屋等からの片付けごみを搬出及び運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要である。そのため、社会福祉協議会等が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、災害ボランティアへの周知を図る。

(4) 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)は、環境省・関東地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されている。必要に応じてD.Waste-Netへ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

第4節 各種協定

発災後は、県や本村が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物処理を進める。

また、平時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行う。

(1) 災害時

- 各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請する。支援要請に当たっては、支援の実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請する。

(2) 平時

- 過去の発災時の対応状況や全庁もしくは関係団体と定期的に実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行う。
- 不備な点は、各種協定を所管している部と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行う。

自治体間で締結している災害時支援協定

協定名	締結先	連絡窓口	連絡先
災害時における相互応援協定に関する協定書	埼玉県蕨市	安全安心推進課	048-433-7755
災害時相互応援に関する協定書	埼玉県上尾市	危機管理防災課	048-775-5140
災害時における相互応援協定書	栃木県日光市	総務課	0288-21-5130
片品村及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書	福島県南相馬市	危機管理課	0244-24-5232
災害対策支援協力に関する覚書	茨城県大洗町	総務課	029-267-5111
災害時における相互応援に関する協定	沼田市・川場村・昭和村・みなかみ町	利根沼田広域市町村振興整備組合	0278-22-3691
災害時における相互応援に関する協定	榛東村・他	群馬県町村会	027-290-1352
関東町村会 災害時における相互応援に関する協定書	関東町村会	群馬県町村会	027-290-1352
群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定	全市町村及び清掃関係一部事務組合	群馬県廃棄物・リサイクル課	027-226-2853

民間事業者団体と締結している災害時支援協定

協定名	締結先	連絡窓口	連絡先
災害時における応急復旧業務に関する協定	片品村建設業協会	農林建設課	0278-58-2113
片品村災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定書	片品村社会福祉協議会	社会福祉協議会	0278-58-4812
災害時における廃棄物処理に関する協定	群馬県環境資源創生協会・群馬県環境保全協会	群馬県廃棄物・リサイクル課	027-226-2853

※「災害時における廃棄物処理に関する協定」は、群馬県と公益社団法人群馬県環境資源創生協会・一般社団法人群馬県環境保全協会が締結している災害時支援協定であり、本村から県へ要請することにより、活用が期待されることから、一覧に含めて整理している。

第5節 受援体制の構築

協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築する。

1 受援体制構築の基本的な流れ

(1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理

- 支援者への要望（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か）を可能な限りとりまとめて支援要請書を作成する。支援先から先遣隊が派遣される場合には、先遣隊と調整・協議して要望をとりまとめる。

(2) 災害対策本部への報告

- 上記（1）でとりまとめた結果を、災害対策本部（または受援班/担当）に報告する。

(3) 支援の要請

- 平時においてあらかじめ検討した支援要請手順を元に、災害の規模や被害状況を踏まえて支援要請を行う。支援要請の内容は、県や関東地方環境事務所とも共有する。

(4) 受入れ体制の構築

- 庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の計画を検討する。
- 支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備する。
- 支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。

(5) 支援者との情報共有

- 支援者との調整会議を定期的（できれば毎日）に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認する。

第6節 仮置き場の管理

(1) 人員の確保

- 仮置き場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うための職員を配置する。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの仮置き場で10名以上（交代要員を含む）の人数が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して人員を確保する。支援が行われるまでは庁内の人員だけで仮置き場の管理・運営を行う。
- 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については片品村の職員が対応に当たる。そのため少なくとも1名は片品村の職員を配置する。

仮置場の管理・運営に関する人員確保の方法

支援要請先	部署名	連絡先	備考
片品村災害対策本部	総務課	0278-58-2111	府内他部局からの支援
群馬県	廃棄物・リサイクル課	027-226-2853	
群馬県環境資源創生協会	群馬県 廃棄物・リ	027-226-2853	群馬県との廃棄物処理に関する協定に基づく支援要請
群馬県環境保全協会	サイクル課		

上記協定により必要人数を確保できない場合は、片品村と他自治体で結んでいる災害時支援協定に基づき
人的資源の応援要請を行う

【分別の徹底、一次仮置場の管理】

- 災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要であることから、村民や災害ボランティアに対して分別の必要性と分別方法を初動時に周知・広報して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。
- 仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図をホームページ等で事前配布又は入口で配布する。
- 仮置場内の分別品目毎の看板を作成し、設置する。
- 仮置場での受付時間は9～16時（12～13時は昼休憩）までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。発災から2週間は休み（受入停止）を設定しないが、2週間後以降は、毎週水曜日は休みとして、仮置場の整理・整頓を行う。

仮置場の管理方法

災害廃棄物の積み上げ・スペースの確保・整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員を配置して受付時の被災者の確認、積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。 ○ 廃棄物をショベルローダーやバックホウで5m程度まで積み上げる。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ○ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ○ 仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。
災害廃棄物の数量管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の搬入・搬出管理（台数管理）を行う。または、集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ○ ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。

漏水対策	○ 廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の敷設やブルーシート等で直接土壤に排出されないように考慮する。
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ 5m 以下、災害廃棄物の山の設置面積を 200m² 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m 以上とする。 <p style="text-align: center;">消火活動や延焼防止のため 離間距離を2m以上確保</p> <p style="text-align: center;">木くず等</p> <p style="text-align: center;">可燃物等</p> <p style="text-align: center;">発火や温度上昇を 防止するため</p> <p style="text-align: center;">5m以下</p>
	<p>出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の堆積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ○ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。
環境モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。

(1) 処理先への搬出

- 処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場の空きスペースを確保する。

(2) 一次仮置場の原状復旧、返却

- 仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、土地所有者へ返還する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壤の漉き取り・客土、必要に応じた土壤分析等を行う。

(3) 二次仮置場の設置・運営・管理 ※通常の場合は、不要

- 災害廃棄物を処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合は、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために二次仮置場を設置する。
- 二次仮置場では高度な中間処理が必要となることから、二次仮置場の設置・管理・運営は、技術を有する事業者に業務委託する。

仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公有地が望ましい（村有地、県有地、国有地）が望ましい。 ○ 地域住民との関係性が良好である。 ○ （民有地の場合）地権者の数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。 	
面積	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広いほどよい。（3,000～10000 m² 必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な分別のため。
平時の土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、校庭、住宅が近い空き地等は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原状復旧の負担が大きくなる他、生活環境への影響がある。
他用途での利用		<ul style="list-style-type: none"> ○ 懸念仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災が発生した場合の対応のため。 ○ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力が確保できること、がのぞましい。（発電設備による対応も可） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設処理施設等の電力確保のため。 	
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続、確認に時間を要するため。 	
土地基盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 舗装されているほうがのぞましい。 ○ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地盤が硬いほうがよい。 ○ 暗渠排水管が存在しないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地盤沈下が発生しやすいため。 ○ 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。 	
地形・地勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川敷は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ○ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。 ○ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の崩落を防ぐため。 ○ 車両の切り返し、仮置場のレイアウトの変更が難しいため。 ○ 迅速な仮置場の整備のため。 	
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変則形状でないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場の配置計画が難しいため。 	
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前面道路の交通量は少ない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大型車両の相互通行のため。 	

項目	条件	理由
搬入・搬出ルート	<input type="radio"/> 車両の出入口を確保できること。 <input type="radio"/> 搬入・搬出の間口は9.0m以上がよい。	<input type="radio"/> 災害廃棄物の搬入・搬出のため。 <input type="radio"/> 大型車両の交互通行のため。
周辺環境	<input type="radio"/> 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 <input type="radio"/> 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	<input type="radio"/> 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	<input type="radio"/> 高速道路や鉄道路線に近接していないほうがよい。	<input type="radio"/> 火災発生時の高速道路や鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	<input type="radio"/> 各種災害（洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	<input type="radio"/> 二次災害の発生を防ぐため。

第4章 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本村内で処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討して決定する。

第1節 災害廃棄物の処理

(1) 災害時

【処理・処分】

- 選別・破碎や焼却等の処理を行い、再生利用、最終処分を行う。焼却等の処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設（一部事務組合との調整）で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託する。
- 混合廃棄物や廃棄物を含んだ土砂等は、庁内で調整し、廃棄物と土砂を選別し、廃棄物については、処理を行うとともに、土砂については、所管課で処理を行う。

【再生利用】

- セメント原燃料や建設土木資材等の再生利用先を確保し、その受入条件に適合するように災害廃棄物を前処理する。

(2) 平時

【廃棄物の種類毎の処理方法の検討】

- 可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物（選別後）の種類毎に処理方法を検討しておく。
- 焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託したり、県を通して県内又は県外での処理を要請する。

既存処理施設の災害廃棄物の処理可能量

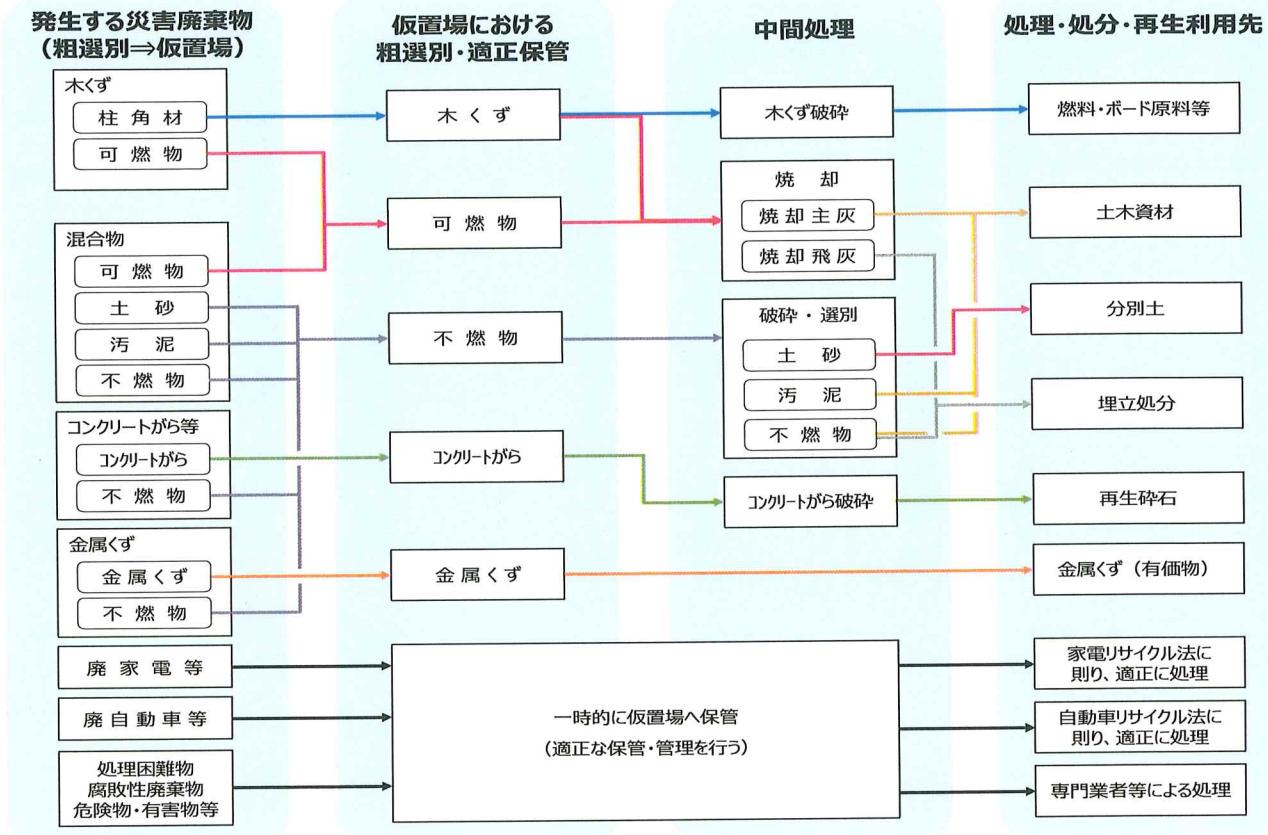
区分	施設名称	処理可能量又は残余容量
焼却施設	尾瀬クリーンセンター ごみ焼却施設	日量 30t／8h
粗大ごみ処理施設	尾瀬クリーンセンター リサイクル施設	日量 12t／5h
最終処分場	尾瀬クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	5, 829m ³

※焼却施設及び粗大ごみ処理施設は処理可能量を、最終処分場は残余容量を示す。

【処理フローの検討】

- 上記で検討した処理方法に基づき、処理フローを作成する。

災害廃棄物の処理フロー



災害廃棄物処理量等の集計（例）

撤去・解体			一時保管、粗選別			破碎、機械選別			処理・処分		
A地域			仮置場A			仮置場C			仮置場B		
粗選別前			粗選別後			粗選別後			粗選別後		
コンクリートがら	トン	%	コンクリートがら	トン	%	コンクリートがら	トン	%	廃家電	トン	%
木くず	トン	%	木くず	トン	%	木くず	トン	%	廃自動車	トン	%
金属くず	トン	%	金属くず	トン	%	金属くず	トン	%	合計	トン	%
混合廃棄物	トン	%	混合廃棄物	トン	%	混合廃棄物	トン	%			
廃家電	トン	%	その他	トン	%	その他	トン	%			
廃自動車	トン	%	合計	トン	%	合計	トン	%			
その他	トン	%									
合計	トン	%									
B地域											
C地域											

第2節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理する。また、発災後に環境省から発出される事務連絡等を参考にして適切に対応する。

適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等
PCB	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 高濃度 PCB 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) へ搬送・処理を行う。○ 低濃度 PCB 廃棄物（低濃度 PCB 含有廃棄物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）は、廃棄物の種類に応じて、無害化処理認定事業者又は県知事が許可する産業廃棄物処理業者と契約して搬送・処理を行う。 ※詳細は「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」（環境省・経済産業省）を参考とする） <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ PCB 含有の有無が確認できない場合を含め、回収後に他の廃棄物が混入しないよう区分する。○ 屋内保管、密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、飛散・流失・地下浸透しないような対策を施して保管する。○ 地震等で転倒しないように配慮する。
石綿含有廃棄物等	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 回収した石綿含有廃棄物等は、プラスチックバッグやフレコンバッグで、二重梱包や固形化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。 <p><u>取り扱いにおける留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 廃石綿等については、特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡すに当たり、固形化、薬剤による安定化後、耐水材料による二重梱包を行う。
石膏ボード	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 管理型最終処分場にて最終処分する。○ 中間処理により石膏粉と紙くずに分離し、石膏粉を再資源化、紙くずを焼却する。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 建築物に使用されている石膏ボードの中には、石綿、砒素、カドミウムといった有害物質が含まれる製品が一部存在するため、発覚した際は適切に処理・処分し、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等				
ガスボンベ	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらう。 ○ 文字が消える等所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば群馬県高圧ガス溶材協会へ、L Pガスについては一般社団法人群馬県L Pガス協会へ連絡し回収方法を確認する。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱いにおいて、ボンベの破裂に注意する。 <table> <tr> <td>群馬県高圧ガス溶材協会</td> <td>027-255-4639</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人群馬県L Pガス協会</td> <td>027-255-6121</td> </tr> </table>	群馬県高圧ガス溶材協会	027-255-4639	一般社団法人群馬県L Pガス協会	027-255-6121
群馬県高圧ガス溶材協会	027-255-4639				
一般社団法人群馬県L Pガス協会	027-255-6121				
消火器	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般社団法人日本消火器工業会「消火器回収システム」加盟販売店における消火器取扱窓口に処理業者を聴取し、引渡すことでリサイクルを行う。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 問合せや特定窓口の照会に、(株)消火器リサイクル推進センターが対応してもらえるよう、平時より協議・調整しておく。 ○ 被災後に発生する消火器のうち、一時的に泥中に埋まっていた消火器は使用時に内圧が詰まり破裂の危険性がある。 ○ エアゾール式消火具や外国製消火器は消火器回収システムの対象外となるため、スプレー缶等と同様に処理する。 				
肥料	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農家へ提供する。 ○ セメント工場で焼却焼成する。 ○ 管理型最終処分場で埋立処分する。 ○ コンクリート固化等の後、最終処分する。 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性質上、窒素、リン、カリウムの含有が多く、溶出防止策として遮水性フレコンバッグ等に入れて保管等を行う。 				
廃置	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間リサイクル施設で再生プラスチック燃料（RPF）として再生する。 ○ 選別後に可燃物として処理する。 ○ 発電燃料へリサイクルする。 ○ セメント原燃料とする。 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重ねて積み上げることで、発火することがある。 ○ 破碎・選別や積み上げが困難であることから、仮置場を広く占有するため、可能な限り十分なスペースを確保する。 				

適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等
水産系廃棄物	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立 ○ 埋設保管 ○ 焼却 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場で腐敗することにより、ハエや蚊・ネズミが大量発生するため、災害時の廃棄物の山に殺虫剤・殺鼠剤や消石灰を散布する等の対策が必要である。 ○ 悪臭防止及び雨水による発酵を抑制するためにキャッピングシートを設置する場合がある。 ○ 埋設保管は、特に悪臭防止対策を重視し、プラスチック類等のこん包物を選別除去後、「腐敗した魚介類の悪臭防止対策について（公益社団法人におい・かおり環境協会）」等を参考に実施する。 ○ 水産系廃棄物から大量の汚水が発生し、浸出水処理施設の処理能力を超える場合もあるため、埋立処理に当たっては、浸出水処理設備の能力を勘案する必要がある。
感染性廃棄物	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却 ○ 溶融 ○ 高圧蒸気滅菌又は乾熱滅菌 ○ 肝炎ウイルスに有効な加熱又は薬剤による消毒 ○ 他法令に規定する感染性病原体に有効な方法による消毒 <p><u>収集運搬における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する（容器を破損しないような方法で収集運搬する）。 ○ 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手等を傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。 ○ 屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。 ○ 他の廃棄物等が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。 ○ 感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理することとなっているため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

第3節 損壊家屋等の撤去

(1) 災害時

【損壊家屋等の解体】

- 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・第19号において、国が特例の財政措置を講じ、半壊以上の建物の解体についても国庫補助の対象となった事例もある。
- 損壊家屋の撤去等の実施に当たっては、建物所有者の立会いを原則とする。
- 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡す。
- 台帳等を利用して石綿の使用情報や危険物の混入状況等について、損壊家屋等の所有者等から情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぐ。
- 石綿については、大気汚染防止法、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。
- 高圧ガスボンベ（LPガス等）、フロン類が使用されている機器、太陽光発電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促す。

【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

- 損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施する。しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

【体制の構築】

- 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となることから、土木・建築職を含めた体制を構築する。
- 損壊家屋等の撤去等は、事業者に業務委託する。

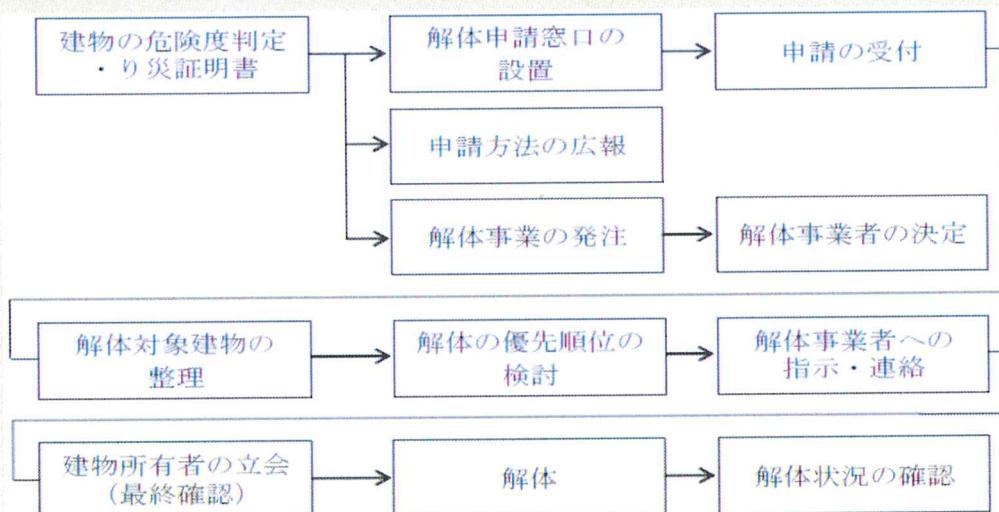
【申請方法の広報、申請窓口の設置】

- 損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、可能であれば災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置する。

(2) 平時

- 財政部局や建設部局等と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整える。
- 損壊家屋等の撤去等の実施に当たっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握等が必要となるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておく。
- 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集する。

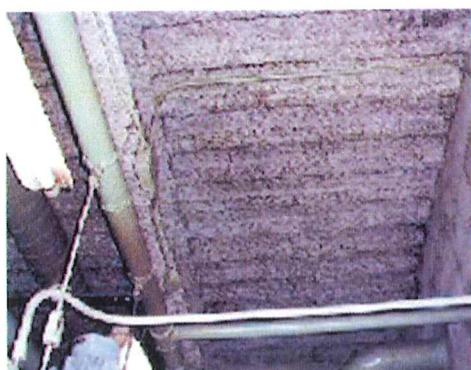
損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合の手順例



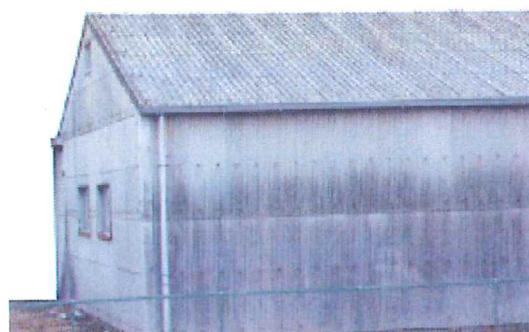
石綿の飛散防止に関する注意点

木造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。 ○ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐火被覆の確認を行う。 ○ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨・鉄筋 コンクリート造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。 ○ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

出典：「災害廃棄物対策指針」より作成



石綿含有吹付けロックウール



石綿含有スレート波板（屋根・外壁）

出典：「目で見るアスベスト建材（第2版）」（平成20年3月、国土交通省）

第4節 処理業務の進捗管理

(1) 災害時

【計量等の記録】

- 災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録する。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行う。
 - 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握する。

記録の種類

仮置場の搬入・搬出における記録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬入・搬出重量及び車両台数、種類別・積載量、発生元の地域、搬出先等 ○ 車両 1 台毎の写真、日毎の作業員数・施工状況写真 ○ 災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化
処理における記録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 種類別処理方法別（焼却、リサイクル、最終処分）の処理前・処理後の数量

【処理の進捗管理】

- 処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討する。県は、本村から報告を受け、災害廃棄物処理の進捗状況を把握する。

【災害報告書の作成】

- 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業）申請の準備を行う。
 - 申請の準備を行うために、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成26年6月）を熟読する。
 - 補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業者数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理する。
 - 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置する。

(2) 平時

- 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得に努める。

第5章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・村民の連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧・復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現する。

第1節 計画の実効性を担保するために

(1) 災害廃棄物処理計画による実行性の向上

- 本計画を通じて府内及び県、他市町村、事業者、村民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるように働きかける。
- 災害廃棄物処理に関連してBCPを策定し、災害時の行動の強化を図る。

(2) 情報共有と教育・訓練の実施

- これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげる。
- 県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的に実施する。

(3) 進捗管理・評価による課題の抽出

- 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にする。教育・訓練履修者の数や仮置場の候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図る。
- 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行う。

(4) 災害廃棄物処理計画の見直し

- 本計画の実行性を高めるため、下記に該当する場合は、計画の見直しの必要性を検討し、適宜改定を行う。

【本計画の見直しを行う場合】

- 地域防災計画や被害想定が修正された場合
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、対策指針が改正された場合
- 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 教育・訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- 災害廃棄物処理に関する市町村間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、見直しが必要と判断された場合
- その他本計画の見直しが必要と判断された場合

第6章 災害廃棄物関係補助金

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村を財政的に支援することを目的。（タイトルの「等」は災害起因以外の漂着被害を指す。）

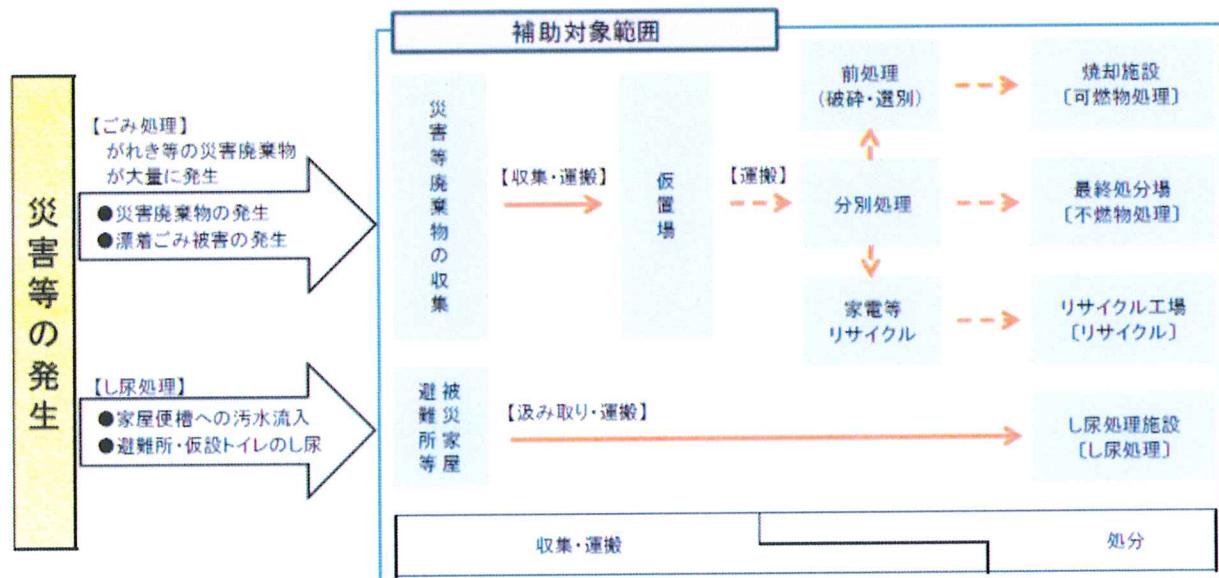
2. 事業主体

市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

3. 対象事業

- 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であつて災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

【災害等廃棄物処理事業の業務フロー】



4. 要件

事業費総額が指定市で80万円以上、市町村で40万円以上であること

5. 補助率

1／2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額とを比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

「実支出額」

$$- \text{「寄付金・その他収入」} \text{ いずれか安価} = \text{国庫補助対象事業費}$$

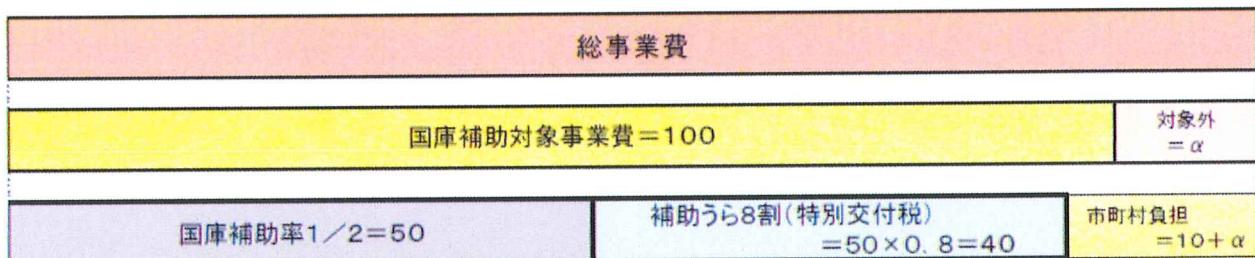
「総事業費」

1,000円未満切り捨て

6. 自治体負担について

本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

【総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ】



※「補助率1／2、補助うら8割」は国庫補助対象事業費を100としてのものである。

巻末図表1 廃棄物処理施設災害復旧事業

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧する。

2. 事業主体

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合。広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあっては環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室、広域廃棄物埋立処分場の被害にあっては同企画課において実地調査等を担当する。

3. 対象事業

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧事業。

4. 補助率

1／2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額と比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

「実支出額」

— 「寄付金・その他収入」 いずれか安価 = 国庫補助対象事業費

「総事業費」

1,000 円未満切り捨て

5. その他

地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで））

片品村災害廃棄物処理計画

発行 令和5年3月

編集 片品村 農林建設課

〒378-0498

住所 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967-3

TEL 0278-58-2114 FAX 0278-58-2110

E-mail nourin@vill.katashina.lg.jp
